

平成 27 年度 第 1 回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会会議録

1. 日時

平成 27 年 5 月 15 日（金）午前 10 時～午前 11 時 45 分まで

2. 場所

尼崎市役所 4－1 会議室

3. 出席者

（委員）

狩俣会長、井上委員、上野委員、岡崎委員、河上委員、木下委員、源田委員、小山委員、高尾委員、高橋委員、田中委員、寺本委員、長畑委員、藤井委員、松澤委員、真鍋委員

（市関係者等）

福祉部長、障害福祉課長、障害者自立支援事業担当課長、健康増進課長、障害福祉課課長補佐、係長

4. 欠席者

池田委員、菅原委員、松岡委員、守部委員、綿谷委員

1. 開 会

（事務局）

皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、平成 27 年度 第 1 回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を開会させていただきます。

会長が決まるまでの間、事務局が進行を努めさせていただきます。本日の予定は、お手元に配付の次第のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

会議に先立ちまして、福祉部長からご挨拶を申し上げます。

（事務局）

福祉部長でございます。本日はお忙しい所、尼崎市障害者福祉等専門分科会へのご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

平素、各委員におかれましては、各方面において、本市行政に格別のご配慮を賜っております。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

本日の議題で、障害者計画等に係るパブリックコメントの結果報告を予定しておりますように、昨年度は、第 3 期障害者計画の改定及び第 4 期障害福祉計画の策定があり、この専門分科会では、大変多くのご審議を賜ったところでございます。

その前任委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日で終了し、今年度から新たな任期となりますが、委員 21 人中、新たに 4 人の委員をお迎えしております。

皆様、これからの 3 年間につきましても、どうぞ、よろしくお願い申し上げます

2、専門委員委嘱

(事務局)

それでは、次第 2 の「専門委員委嘱」でございます。

尼崎市社会保障審議会は、尼崎市民の福祉に関する条例第 16 条の規定により置かれた市の付属機関で、委員数は 35 人以内となっております。

次に、社会保障審議会には、4 つの専門分科会が設置されており、この障害者福祉等専門分科会は、その内の一つとなります。

専門分科会でご審議を頂きます委員は、4 つの専門分科会に分かれて担当する社会保障審議会委員と、各専門分科会のみでご審議をいただく専門委員とで構成されております。

障害者福祉等専門分科会につきましては、机上の委員名簿をご欄いただけますでしょうか。委員名簿中、No.3 の上野委員、5 の狩俣委員、8 の源田委員、10 の菅原委員、17 の松岡委員、19 の真鍋委員が、4 月 28 日に開催された尼崎市社会保障審議会において辞令書が交付され、当専門分科会を担当していただく委員でございます。

本来ならば、専門委員の皆様お一人お一人に「辞令書」をお渡しすべきところではありますが、限られた時間でございますため、大変失礼とは存じますが、机上配付とさせていただきますので、お許しをいただきたいと存じます。お名前等に記載誤りはございませんでしょうか。今一度ご確認をお願いいたします。

次に、本日出席の委員は、机上に配付しております「座席図」のとおりでございます。

前回任期までの障害者福祉等専門分科会からは、委員の交代がございました。また、本年度 1 回目ということもありますので、本日出席の各委員に自己紹介をいただきたいと存じます。

本日の座席は、名簿順に反時計回りの配置となっておりますので、井上委員を始めとして、右どなりの方から順番に、自己紹介をお願いできますでしょうか。

<各委員、自己紹介。>

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局からも自己紹介をさせていただきます。

<事務局、自己紹介。>

(事務局)

それでは、議題に入ります前に、本日の委員の出欠状況と傍聴者の数を、担当者からご報告いたします。

(事務局)

ただいまの出席の委員は、16名でございます。委員名簿のとおり、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会の委員数は21名でございます。

過半数の委員の出席を見ておりますので、尼崎市社会保障審議会規則第4条の規定により、本日の会議は成立しております。また、本日、傍聴者はおられません。

(事務局)

次に、本日の資料を確認いたします。

<事務局より資料の確認。>

3、議題

(1) 専門分科会長及び副会長の互選について

(事務局)

それでは、議題(1)「専門分科会長及び副会長の互選」について、担当者からご説明いたします。

(事務局)

「尼崎市社会保障審議会規則」の規定により、専門分科会を代表し、会務を総理する「会長」及び会長を補佐し、会長不在の際に会長の職務を代理する「副会長」を選任していただく必要があります。また、その選任の方法は委員の互選となっております。

(事務局)

まずは、会長の選任ですが、どなたか、ご発言はございませんでしょうか。

(委員)

これまでも狩俣委員にお願いしておりますので、引き続き、狩俣委員に会長をお願いしたいと思います。

(事務局)

狩俣委員を会長にとのことでしたが、他の皆様は如何でしょうか。

<各委員から「異議なし」とのご発言>

(事務局)

異議なしとのお声をいただきましたので、障害者福祉等専門分科会の会長は、引き続き、狩俣委員にお願い申し上げます。

狩俣委員には、会長席にお移りいただき、お席にて一言、ご挨拶をお願いしたいと存じます。

(会長)

昨年度は、障害者計画及び障害者福祉計画の策定について、皆様方にご審議いただき、本日、計画の冊子も配布されております。

本年度は、この計画の進捗等について、「PDCAサイクル」の手法を用いて検討していくこととしております。

国をはじめとして、様々な財政的な制約がある中で、いかにして障害を持った方々が暮らしやすいまちづくりをしていくのか、あるいは住みやすいまちにするのかが、大きな課題になっていると思います。

この専門分科会では、皆様方から積極的なご意見をいただき、それを、是非、市の取組などに反映させるような形にもっていきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、ここからの議事進行は、会長をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

(会長)

では、次は副会長の選任ですが、こちらも互選となっております。皆様、如何でしょうか。

(委員)

昨年度より引き続きとなりますが、松岡委員を推薦いたします。前期の障害者計画の策定時においても、計画の策定部会でご一緒させていただいており、適任でいらっしゃると思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま、松岡委員を副会長に推薦するのご意見をいただきました。

本日、松岡委員は欠席されていますが、事務局のほうで、松岡委員のご意向は確認されているのでしょうか。

(事務局)

はい、推薦のお声がございましたら、お受けいただける旨を確認しております。

(会長)

それでは、皆様、松岡委員に副会長をお願いすることとします。

(2) 審査部会長の指名について

(会長)

続きまして、議題（２）「審査部会長の指名」について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

この審査部会は、社会福祉法施行令の規定により、当障害者福祉等専門分科会に置かれたものであり、その部会長は、社会保障審議会規則第6条第3項の規定により、当障害者福祉等専門分科会会長が指名することとなっております。

審査部会につきましては、身体障害者手帳の交付申請を却下するときや、医師が記載した障害程度等級に疑義等があったときに調査・審議を行っていただくもので、昨年度は、198件の審査を行っていただきました。

その他、身体障害者手帳交付に係る医師意見書作成医師の指定についての審査が32件、育成医療・更生医療の指定医療機関に係る審査が144件ございました。

審査部会は8人の医師で構成しており、会議は2か月に1回、持ち回り会議を基本としておりますが、その審議内容から委員の指名等は公表しておりません。そのため、本日まで出席の各委員には失礼ではございますが、この場での公表も差し控えさせていただきたいと存じます。

従いまして、審査部会長の指名は、この会議の終了後に、会長をお願いしたいと存じます。

（会長）

わかりました。それでは、審査部会長の指名は私に一任していただくということで、ご了承いただけますでしょうか。

<各委員から「異議なし」とのご発言>

（３）障害者計画等に係るパブリックコメントの結果報告について

（会長）

それでは、次の議題（３）「障害者計画等に係るパブリックコメントの結果報告」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

はい、では私の方より、お手元の資料1に沿って、ご説明させていただきます。

～ 事務局より、資料1の説明 ～

（会長）

ありがとうございました。ただいま事務局から、障害者計画等に係るパブリックコメントの結果報告についての説明がございましたが、委員の皆様、ご質問等はございませんでしょうか。

<質問なし>

(4) 平成 27 年度の会議運営について

(会長)

次に、議題（４）「平成 27 年度の会議運営」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、では私の方より、お手元の資料 2-1 から 2-3、及び本日、机上配布させていただきました「平成 26 年度施策評価表」に沿って、ご説明させていただきます。

～ 事務局より、資料 2-1 から 2-3、施策評価表の説明 ～

(会長)

ただいまの説明に関して、何か、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

市では、公共施設の最適化として、地区会館と支所の統廃合が進められています。それに基づき、小田地域では住民説明会が行われました。その説明の中で、複合施設になることで、支所における地域保健と地域福祉の窓口がなくなり、市内 2ヶ所の「(仮称) 保健福祉センター」に窓口がまとめられるとありました。

総合的な窓口ができ、ひとつの相談がそこで完結するような「センター」ができるのはいいことですが、そうなりますと、小田地域は南部にできる「(仮称) 保健福祉センター」が管轄となるため、出屋敷まで行かなければなりません。実際にそこまで足を運ぶとなると、次屋や神崎にお住まいの方々などはかなり遠くなってしまうため、大変驚かれていました。

この障害者計画は、福祉の総合相談窓口となる基幹相談支援センターを作っていくとして進められていますが、地域にお住まいの障害をお持ちの方々の思いと比べますと、ぎくしゃくするような点もあります。

地区会館と支所の統廃合や総合福祉センターの設置に向けた計画については、障害をお持ちの方々に、もう少し丁寧な説明が必要ではないかと感じました。

この専門分科会の本年度の具体的なテーマになりませんか。当局の意向をお聞きしたいです。

(事務局)

現在、6 支所におかれている地域担当の窓口では、書類関係の受付業務は行っておりますが、ご相談をお受けしていることはございません。

我々としたしましては、そうした業務を社会福祉協議会へ委託できないかと検討しており、委託できる業務について、切り分けの作業をしております。

そうした点からしますと、ふくそうするニーズについては、本庁にお越しいただいている現状から、特段の変更があるわけではございません。

一方で、現在では、ふくそうする相談や専門的な内容についての相談場所が、本庁にあるた

め、様々なご相談をお受けするとなりますと、高齢介護課であったり、障害福祉課であったり、また保護課であったりと、本庁をあちこちと移動していただかなければなりません。

「(仮称) 保健福祉センター」になりますと、まとめてご相談をお受けできることとなり、サービスの向上に繋がるかと思えます。

障害者計画等を審議する専門分科会においては、そのあたりの機能をどこまで持つことができるかという点について、ご協議やご意見をいただくことになるかと考えております。

(委員)

支所の業務は、窓口業務が多いと思います。現在は、その業務をどれだけ社会福祉協議会が受託できるかどうかについて、すり合わせを行っているのですね。

個人情報の関係から社会福祉協議会に委託していいのか、あるいは社会福祉協議会が受託するには、知識や技術の点などの問題について検討されていると思いますが、当事者である障害をお持ちの方から、遠くまで行かずに地域で問題を完結できるようにしていただきたいといったお声を聞く場が必要ではないでしょうか。

(事務局)

今、お答えできるご質問ではございませんので、ご意見を伺うということによろしいでしょうか。

(委員)

すみません。本日の議題内容とは異なってしまいました。

(会長)

ほかの方は如何ですか。何かございませんでしょうか。

(委員)

案として出された資料2-2について確認させてください。
施策評価表の中の文言で、「見直す・見直しを検討する事項」とありますが、これについては、改善のところに含まれていると考えていいのでしょうか。

(事務局)

資料2-2のシートは、国のマニュアルで示された評価シートの案をそのまま抜粋しております。法律上、障害福祉計画はPDCAサイクルが義務付けられておりますが、障害者計画のほうは法律上の義務とはなっていません。しかし、本市としては両計画についてPDCAサイクルによる進捗管理などを進めていきたいと考えております。

ただ、この評価シートの様式については、障害福祉計画に沿った内容になっておりますので、このままでは使いづらいと考えております。

先ほど委員がおっしゃったように、今後、改善が必要な点などにつきましては、施策評価表

にも反映していくことを考えております。そのため、事務局の中で整備した計画の評価シートについて、専門分科会等において皆様からご意見を伺いたいと考えております。

(委員)

目標値を定めて計画を進めていく中で、今後はどのように実施されているかを集計されると思いますが、どのようにされる予定ですか。と申しますのも、市のほうで作成されている施策評価表の4に市民意識調査（市民評価）というものがあります。障害者計画についても、集計される際に、例えば関係者に向けてアンケートを取っていただいて、意見等があればそれも載せていただきたいと思います。

この点について、作業的には如何なものでしょうか。

(事務局)

計画の活動指標などの集計の方法ですが、障害福祉計画につきましては、個々のサービスの支給実績をお示ししていくこととなります。

また、障害者計画につきましては、概要版4ページ・5ページの目標値及び活動指標の一覧を見ていただいておりますが、例えば、重点課題3にある目標値につきましては、法律の認知度や避難場所を知らない方の割合など、今回の計画策定時に実施しましたアンケート調査に基づく数値を出しております。こちらにつきましては、毎年度アンケート調査を実施していくことは予算措置の関係もあり困難となるため、3年に一度の実施を予定しております。

その他の目標値などにつきましては、各事業に関する数値については、庁内関係部署の作成する事務事業評価表において集計していくとともに、個別の取組に関する部分については、今回のPDCAサイクルの運用に合わせて、別途集計を行ってまいりたいと考えております。

(委員)

アンケート調査については3年に一度とおっしゃいましたが、例えばメールアドレスを利用することや市報を活用するなど、お金のかからない方法で何とか意見を募集していただきたいです。

毎年PDCAサイクルを回していく中で、大変重要なことだと思います。3年に一度では、重要なところが抜け落ちてしまうのではないかと感じています。規模は小さくなったとしても、何らかの工夫をして毎年アンケートを実施し、こういったところで結果を返していただくとともに、それをひとつの資料として見せていただけるような仕組みを努力してやっていただきたいと思います。

(事務局)

これまでは、6か年計画の障害者計画を策定する際にアンケート調査を実施しておりましたが、本計画よりPDCAサイクルを導入するというので、3か年計画の障害福祉計画の策定期間にあわせ、何とか予算措置を行い、3年に一回の実施を検討しているところでございます。

実施の手法については、あくまでもこれまで行ってきたアンケート調査の仕様を前提に考え

ておりますが、委員がおっしゃられる方法についても実施が可能であれば、そのような形をとることも検討したいと思えます。

また、意見の募集につきましては、市民全員の方からお聞きするのはなかなか難しいところでもありますため、そういった意味では自立支援協議会や専門分科会の皆さまのご意見を参考にして取り組んでまいりたいと考えております。なお、そのあたりの仕組みにつきましては、次回の専門分科会の中で改めてご報告させていただきます。

(委員)

年間スケジュール予定を配っていただいておりますが、これまでの障害者計画と違い、毎年見直していくとなると、当局の説明は逆のような気がします。

例えば、予算編成方針などが固まる前に、こういった場において、我々の意見を重要に取り扱っていただきたいです。端的に言いますと障害者福祉等専門分科会で当局が持っている資料を決算前に共有させていただきたいと考えております。そう考えますと、専門分科会の開催回数が多いにも少なすぎるような気がします。

(事務局)

P D C Aサイクルの実施についてですが、策定しました障害者計画は27年度からの計画となりますので、本来は27年度の決算値をもとに評価していくこととなりますが、今年度については、その実施手法などを固めていく準備期間であるため、プレ実施という形で、第2回開催のところで26年度の決算値をお示し、皆様にご意見をいただくこととしています。なお、P D C Aサイクルによる評価については、次年度の本市の政策評価に反映していくこととしておりますため、年度は一年ずれる形になりますが、なにぶん本市の施策評価については、年度当初から作業が始まるスケジュールとなっておりますので、このようなスケジュールになるかと思えます。

(事務局)

補足説明しますと、第2回の専門分科会でお示しする数値等の内容につきましては、26年度の数値になります。そもそも、障害者計画のスタートが27年度からとなりますので、27年度の決算数値等は28年度の10月にならないと確定しませんが、こういった施策評価の取組などもありますので、平成27年度の決算見込値をもって、第3回の専門分科会において意見交換をさせていただき、それを28年度に実施する施策評価の中に反映できるよう進めていく考えでございます。

そういった意味では、委員のご意見にある流れのとおり進めていくこととしておりますので、計画の評価等が遅れるといったことはないかと存じます。

(委員)

遅れているとは申ししていません。ただ、この計画を実施していく中で、当然、予算要求が重要になってきます。この計画がまとまったわけですから、9月の前ぐらいに中間報告的なもの

が必要だと思います。

先ほども申しましたように議会のほうでも9月に決算が入っていますので、同じぐらいのタイミングで、決算の部分も一度チェックをされたらどうですか。それ抜きでやりますと次年度にまわしていくこととなり、引きずった形になってしまうのは如何なものかと思います。

中間報告的なことをここでやってはどうか。

(事務局)

この計画の評価については、27年度の実績からスタートするというものでございますため、26年度の数値というのは、あくまでも参考の数値となってきます。今年度は、その26年度の数値を使い、P D C Aサイクルの仕組みを整理することが、第2回の専門分科会のテーマになると思います。当然、仕組みや手法などに対してもう少し議論が必要となれば、2回目と3回目の開催の間に、そういった議論をする場が必要となるかもしれません。

ただ、27年度の数値が見込みとして出るのは、今年度で申しますと、早くとも2月から3月になってまいりますので、その時に、次年度に作成する施策評価に向けた意見交換ができるのではないかと考えております。

(委員)

年度区切りというのは役所の都合であって、実際の計画はスタートしたわけですから、年間スケジュールの一番下には書かれている施策評価のところなどは、本来ならば、ここも共有しなければならぬという問題意識を持っています。

スケジュール表を見ますと、予算編成方針が、固まったあとに分科会が開催されるという表記になっていますので、9月ぐらいに中間報告として専門分科会を開催してはどうか。

(事務局)

スケジュールの流れを申しますと、昨年度の施策評価表の作成については、障害者計画の策定を想定しながら、27年度に向けた取組方針をまとめてまいりました。また、今年度の施策評価表の作成にあたっては、今回の障害者計画の内容も踏まえながら、28年度に向けた取組方針をまとめているところです。今後、毎年度の決算値や見込値をもとにP D C Aサイクルを実施し、次年度の施策評価表に反映していくといった流れが続くというイメージです。

(委員)

決算というのは、使ったあとのことなので、終わってしまったのだから仕方ないといった考え方が、今までは議会側にもありましたが、それを一度チェックしてみることが重要です。決算が次の予算に繋がるという考え方を、市もお持ちのことと思います。

市長の諮問機関であるこの専門分科会で、決算ができあがった段階で情報を共有してはどうかという提案です。

このスケジュールだけを見ると、それが抜けて12月に開催されるとなっています。その辺のチェックをされたらどうでしょう。

(事務局)

予算編成方針については、企画財政局で作成されるため、今年度の内容がどのようなものになるかということは、知る由もないのですが、基本的には、総合計画にあります、ありたいまちを実現していくために、投資的経費やソフト事業も含めて、どのような予算を重点配分していくか、といったところは決められていくのだと考えております。これも例年は10月頃でしたが、今年は9月頃のスケジュールになっています。

そうした中で、この障害福祉関係の予算が、極端に狭められるとか、大きく広げられるとか、恐らくそこまでは容易に答えを出せないと思います。市の予算を成立させるための、大きな枠組みだけしか示せないのではないか、ということが一つあります。

次に、決算議会が9月にあり、現時点では日程の詳細は分かりかねますが、行政当局としては決算議会に向かって全力を傾注しているところでございます。今年度の第2回目の専門分科会については10月頃の開催予定となっていますので、時期として大きな誤差はないかと思えます。あとは、実際に第2回開催がいつできるかといったところになりますので、その辺は市議会の日程や我々の作業の進捗度合いなどを斟酌しながら、今後、日程を決定していきたいと考えております。

(委員)

決算を出すのは9月ですが、決算見込みというのも重要な数字だと思います。

こうした諮問機関であれば、そこは協議できるような形にさせていただけるように要望します。皆さんにも是非そこをチェックしていただきたいと思います。

(会長)

はい、では、そのほかのご意見はございませんでしょうか。

(委員)

先ほど、施策評価表についてのご説明いただきました。最後におっしゃっていた教育に関することや、障害者計画にある9つの基本施策に関する評価表も、配っていただければ委員の皆さんも勉強できるかと思いますが如何でしょうか。枚数はどのくらいになりますか。

(事務局)

そうですね、すべてとなりますと結構な枚数になります。

施策評価表については、市のホームページには掲載されています。大きく関係するところは、やはり、学校教育のところと安全・安心のところではないかと思えます。

(事務局)

では、いま申し上げた関係性の高いところは、後ほど資料としてお送りさせていただきます。

(会長)

事務局の対応でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

では、その他、ございませんでしょうか。

(委員)

年間スケジュールのほうで、自立支援協議会の全体会は、この専門分科会の前になっていますが、実際はもっと当事者の方々と意見交換等を行う機会はあるのでしょうか。

(事務局)

自立支援協議会には4つの部会が設置されており、各部会については毎月一回開催しているとともに、各部会のコアメンバーが集まる運営会議も毎月開催しています。なお、全体会については、必要に応じて開催しているところです。

このスケジュール表では、全体会においてご意見を伺うこととしておりますが、それ以外に、各部会などにもお伺いする必要があるありましたら、対応していきたいと考えております。

(委員)

先ほど、他の委員がおっしゃっていたアンケート調査とまではならないけれど、必要に応じて、当事者の方々のお声をお聞きする機会は作っていただけるわけですね。

(事務局)

はい。なお、自立支援協議会につきましては、障害当事者の方だけの会議体ではございませんので、当事者の方々のお声も含め、多方面のご意見をお聞きするという形にはなろうかと思えます。その他の機会などにつきましては、今後、検討をしていきたいと思えます。

9、その他

(会長)

ほかにご意見やご質問はございませんでしょうか。

では、その他の議題で事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(委員)

最後によろしいでしょうか。他の会議にも入らせてもらっていますが、傍聴に来られた方からお申し出がある場合は、当日の資料などをお持ち帰りいただけるような、会議運営をご検討いただきたいです。

あわせて、議事録についても、可能であれば、どなたがどのようなご発言をされたかを明らかにするため、発言者を公表していただきたい。より風通しのよい会議を目指していきたいと思いますが、如何でしょうか。

(会長)

ただいまのご意見について、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

傍聴の方の資料の持ち帰りに関しましては、社会保障審議会全体の運営に関することとなりますので、この場での回答はできかねます。

また、議事録において発言者を明らかにする点につきましては、委員の皆様で決めていただければ、それに従いたいと思います。

(委員)

他の審議会においても、傍聴の方の資料の持ち帰りは差し支えないことになっていると思います。

(事務局)

はい、それでは一度確認させていただきます。

(会長)

委員の方々の発言について、今後、議事録でお名前を明記する旨のご提案でしたが、こちらについては如何なものでしょうか。

<特に反対の声なし>

(会長)

よろしいでしょうか。

特に異論はないようですので、そのように進めては如何でしょうか

(事務局)

了解いたしました、では、議事録の対応につきましては、本日の会議分からでしょうか。あるいは次回からでしょうか。

(会長)

どういたしましょうか。

(委員)

今回からで、どうですか。

(事務局)

申し訳ございません、今回の会議については、そのような対応や準備もできておりませんので、次回からでお願いできますでしょうか。

(会長)

では、次回からということをお願いします。そのほかのご意見はございませんでしょうか。

10、閉会

(会長)

それでは、以上を持ちまして、本日の会議は終了いたします。どうもありがとうございました。

以 上